

公売のお知らせ

不動産を公売します

市では、市税などの滞納処分のため差し押さえた財産（不動産）を公売します。
買い受けを希望される方は、ぜひ入札に参加してください。

税務課特別滞納整理係 ☎1136

市では、次のとおり入札方式で公売を行います。

ところ 市立図書館2階・会議室（鳥羽市大明東町1番6号）

とき 3月24日（水）

・ 公売保証金納付 午前10時～10時30分

・ 入札 午前10時30分～10時45分

・ 開札 午前10時50分

売却決定 3月31日（水）午前10時

買受代金納付期限 3月31日（水）午前11時

公売方法 入札方式（最も高い値段で入札されたかたを買い受け人とし、入札書が必要なもの、入札に参加されるかたは、入札書が必要になります。公売日前日までに税務課か各連絡所で、入札書と公売の説明書を受け取ってください。

注意事項
◆ 公売に関する説明を公売当日午前10時から公売場所で行いますので、午前10時までにお越しください。

◆ 公売財産は、その現況などをあらかじめ確認して入札してください。

◆ 公売財産は、農地のため、農業委員会または県知事が発行する「農地買受適格証明書」を提出または提示してください。

◆ 公売が中止になる場合がありますので、入札に参加されるかたは、「公売日の前日」に電話で確認の上、お越しください。

くわしくは、税務課特別滞納整理係へお問い合わせください。

公売財産 F-7

（土地の表示）

所在 鳥羽市相差町字樋口
地番 1561番

地目 畑
地積 386㎡
以上登記簿による表示

見 積 価 額 520,000円
公売保証金 60,000円



車（自動車・オートバイ）の 差し押さえに着手！

市では、税負担の公平性と累積滞納額の縮減を図るため、滞納処分重視の徴収に取り組んでいます。

これまでは、預貯金、給料、生命保険、売掛金、不動産などを中心に滞納処分を行っていましたが、今後は滞納処分の新たな手法として、車の差し押さえを強化していきます。

税務課特別滞納整理係 ☎⑤ 1 1 3 6

タイヤロック（車輪止め）を導入



※差押車両を故意または過失により破損したときは、刑法第262条（差押物件自己所有物破損）により3年以下の懲役または罰金に、故意に転売などしたときは、刑法第252条第2項（保管命令物横領）により5年以下の懲役に処罰されることになります。

また、差押車両を違法放置した場合、廃棄処理法第16条により1,000万円以下の罰金、5年以下の懲役に処せられる場合があります。



タイヤのホイールをはさんで固定し、運転できないようにします。

滞納を放置しないで

平成22年1月～2月の1か月間で差し押さえた自動車登録は8件となっており、今後はタイヤロック・車の搬出を予定しています。

タイヤロックをされたままでは、車を運行することはもちろんのこと、車の廃車手続きができないなどの不都合が生じます。

市税等の滞納を放置せず、早めの納税または納付方法の相談をお願いします。

お気軽にご利用ください 納税相談

市では、納税についてのさまざまな相談を受け付けています。

失業や災害・病気などで納税できない事情のあるかたは、早めに相談してください。

とき 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

ところ 税務課（市民文化会館2階）

※毎月第2・第4木曜日は、午後7時30分まで夜間納税相談窓口を開設しています。